

平成 29 年度 第 1 回伊予市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成 29 年 5 月 22 日（月） 14 時～15 時 08 分

場 所 伊予市役所 3 階庁議室

出席委員 ○被保険者を代表する委員

小野二三男、森本時子、玉井光憲、宮本義廣

○保険医又は保険薬剤師を代表する委員

坂本勇人、灘部勝輝

○公益を代表する委員

若松孝行、門田裕一、北橋豊作、平岡清樹

○被用者保険等保険者を代表する委員

合田博、壺内宗孝

欠席委員 藤田正明、佐々木典彦

事 務 局 市民福祉部長 武智茂記

市民課 課長 渡辺悦子、課長補佐 泉一人、係長 上田令奈、主査 栗岡大樹

税務課 課長 藤本直紀、課長補佐 大山眞理

健康増進課 課長補佐 篠原知美、係長 平井隆雄

○若松議長

皆さん、改めましてこんにちは。ただいま皆様方の御推挙をいただき、協議会の会長に就任いたしました伊予市議会議長の若松孝行でございます。

本日の議事進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これより着座にて進行させていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

本日は、委員 14 人中 12 人の出席をいただいておりますので、伊予市国民健康保険条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、この会議は成立いたしておりますので、まずもって御報告をしておきます。

議案の審議に先立ちまして、本日の議事録署名人の選出をいたします。

甚だ恐縮でございますが、私のほうから指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○若松議長

御賛同いただきましたので、私のほうから指名をさせていただきます。

被保険者を代表して小野二三男委員と保険医または保険薬剤師を代表して灘部勝輝

委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第1号「平成29年度伊予市国民健康保険税（医療給付費分）の税率について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

渡辺課長。

○渡辺市民課長

失礼いたします。市民課課長の渡辺です。それでは、座って説明をさせていただきます。

議案の説明の前に、本市の国民健康保険の状況につきまして、事前にお送りいたしました資料を参考に説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。

上段の国民健康保険世帯数の推移、下段の国民健康保険被保険者数の推移をごらんください。

世帯数、被保険者数ともに減少傾向となっております。それぞれ昨年度、28年度でございますが、昨年度の平均値と平成29年度推計値を比較しますと、世帯数では5,784世帯から5,706世帯に、78世帯の減、前年対比で1.3%の減となっております。

次に、退職者被保険者を含む被保険者総数は9,718人から9,396人に、322人の減、前年対比で3.3%の減となっています。

補足ですけれども、一般被保険者とは、ゼロ歳から74歳までの国保加入者の方をいいます。退職被保険者とは、厚生年金や共済など加入期間が20年以上または40歳以降の加入が10年以上ある方が、会社を退職して国保に加入している65歳未満の方をいいます。平成27年3月31日で退職者医療制度は廃止となりましたので、平成27年4月以降、新規の退職適用者は発生なくなっております。現在の適用者も65歳到達により一般被保険者に変更するため、減少の一途となっております。

次に、13ページをごらんください。

一般被保険者分の保険給付費の推移でございます。

療養給付費、療養費、高額療養費の合計は年々増加傾向になっております。特に、平成26年度から28年度にかけて、C型肝炎新薬の認可により肝炎治療に係る調剤費が急増し、療養給付費や高額療養費の医療費が増加しております。

平成29年度の見通しといたしまして、高額な薬価の引き下げ等によりまして、若干保険給付費は減額となる見込みですが、被保険者数は減少しているものの医療の高度化や高齢化に伴い、1人当たりの給付費は伸びていることから、医療費は高い水準のまま推移するものとして、昨年度とほぼ同額の34億80万円を見込んでおり

ます。前年対比は 1.24%の減でございます。

続きまして、14 ページ、介護 2 号被保険者介護納付金一人当たり負担額及び介護 2 号被保険者数の推移でございます。

御承知のとおり、介護保険は 40 歳以上の全ての方が加入し、保険料を負担するもので、介護納付金とは、40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者が負担し、保険者が保険料の一部として被保険者から徴収し、社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

納付額は、介護保険制度に要した給付額のうち国の定めた割合——28%でございますが——を 2 号被保険者数に応じて国において額が定められるものであり、介護サービスの需要が高まる中、2 号被保険者の減少等の影響で、介護納付金の 1 人当たりの金額は年々増えているのが現状でございます。

続きまして、15 ページ、国民健康保険特別会計歳入歳出決算額でございますが、平成 28 年度歳出では、中段の歳出ですが、その上から 2 段目の保険給付費は、平成 28 年度の歳出では、昨年度と比べ若干低くはなっておりますけれども、35 億 8,299 万 3,000 円と見込んでおります。これも高い給付水準で推移していることがおわかりと思います。

また、歳入では、税率の引き上げによる国民健康保険税の増収及び国庫支出金、共同事業交付金の増など交付金超過となり、差し引き 1 億 8,104 万 7,000 円の余剰金が発生する見込みになっております。しかしながら、平成 29 年度以降には交付金増額に見合う拠出金の増加は明らかでございますので、それに対応するため、余剰金につきましては国保財政調整基金に一旦積み立てることとしております。

平成 30 年度から国保の広域化となりますけれども、当面の間は今までどおり市町の医療費水準や所得水準により国保税率を決めることとなっておりますので、御理解いただけるようお願い申し上げます。

なお、今後も国保事業の運営に当たりましては医療費の適正化を重点課題として、引き続き収納率の向上対策やジェネリック医薬品への切りかえ、保健事業等、国保財政の安定化のために取り組んでまいります。

また、今年度は第 3 期伊予市特定健康診査等実施計画の策定を予定しております。特定健診、特定保健指導、重症化予防対策の本格的な実施をさせていただきまして、国保被保険者の生涯にわたる健康づくりを推進してまいります。委員の皆様におきましては、また御意見をいただきたく、準備ができましたら御案内申し上げますので、またその節はよろしくお願いいたします。

長くなりましたけれども、資料の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号の御説明の前に、まず国民健康保険税の税率の計算の方法について説明

をさせていただきます。

国民健康保険税は、被保険者ごとに医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの税額を計算し、合算したものが世帯全体の国保税となります。過去の医療費の実績やその経年変化を踏まえ、医療費見込みを推計し、歳出総額から国県支出金と交付金等の見込み額と一般会計からの繰入金等の収入見込み額を控除した額に対しまして税率を求めるものでございます。

先ほど市長が申し上げましたとおり、平成 29 年度の国民健康保険税率につきまして、医療分、後期高齢者支援金分、介護分、いずれも平成 28 年度と同率に据え置きするものとして案を作成しておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第 1 号平成 29 年度伊予市国民健康保険税（医療給付費分）の税率についてでございますが、提案趣旨は、応能割、応益割とも平成 28 年度税率で据え置きたいというものでございます。

応能割の所得割につきましては 10.5%、応益割の均等割、これは人数割ですが、1 人当たり 29,000 円、平等割、これは世帯割ですが、1 世帯当たり 28,500 円でございます。ここにはないんですけども、なお賦課限度額——最高限度額ですけども——につきまして、今年度地方税法施行令の改正がございましたので、54 万円で据え置きとなっております。

2 ページをごらんください。

歳出の主なものは、先ほど申し上げました保険給付費 34 億 3,204 万 9,000 円でございます。

歳出総額から歳入総額を差し引きました 7 億 5,939 万 4,000 円が国民健康保険税一般医療分としての必要額となり、滞納額の発生を見込んで徴収率 94%と仮定しまして、8 億 786 万 6,000 円が最終的な調定必要額となります。黒枠で囲んでおるところでございます。この必要額を確保するため、税率を決めるものでございます。

課税の対応につきましては、税務課より説明いたします。

○若松議長

藤本課長。

○藤本税務課長

失礼します。それでは、私のほうから税の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、3 ページをお開きください。

医療給付費分の税について説明いたします。

表頭、参考としております左の列が平成 28 年度の当初で求めた税額で、その右側、現在の被保険者数及び世帯数とそれに対応する所得額をもって 28 年度と同じ現行税

率で試算したものです。

この表の見方ですが、右側「平成 29 年度分を現行税率で試算」の中ごろにあります 3 番の賦課総額 8 億 576 万 287 円が、現行税率で平成 29 年度を試算した国保税の医療給付費分総額で、その下の 4 番、必要額 8 億 786 万 6,000 円は、前のページ、2 ページの一番下の金額と同額で、医療費等の見込み額から試算した今年度必要な国保税額です。その下 5 番、過不足はこれらの差し引きで、ここでは 210 万 5,713 円不足するという結果になっております。

この不足額につきましては、例年 7 月の本算定時には相当額の税額が上積みされておりますので、このことから、この 210 万円余りの不足額は本算定において吸収できる金額であると判断しております。

また、表の下段の「1 人当たりの負担額」から下の数値につきましても、先ほどの賦課総額と同様、現時点での数値となりますので、確定数値ではありませんが、軽減がかかる前と軽減実施後の比較資料としてごらんください。

以上で医療給付費分に係る国保税の改正案について御説明いたしました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○若松議長

長くなりましたが、事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんの御意見をいただきたいと思います。御意見ございませんか。ありませんか。

○小野委員

よろしいですか。

○若松議長

はい、どうぞ。

○小野委員

先ほどの保険の給付費がまあ大体何億やろう、何つつたかね、三十何、これは、ほぼこれが 98% を占めるわけなんですけど、そういった費用の中身が本当にどんなものなのか。例えば、先ほど最初に説明があったような分なのか。この中身が誰が、誰と
いうか、後期高齢者がこれだけのもんを使うのか、あるいは非正規社員とかそういう人が使うのか、その辺がわからないと最終的にはメスを打てないんじゃないかなというふうに思うんですが、本当の中身がわからないと。この辺はどうですかね。私はちょっとまだ勉強不足で申しわけないんだけど。この中身を僕は知りたいなというふうに思うんですけど、そうじゃないと手が打てないなと。さっきみたいな大きな項目としては参考資料の中にいろんなのがあったんですが、保険給付費、療養給付費とか、この辺の高額療養費とか、こんなあるんですけど、実際問題それがわからないんですね。

○若松議長

答弁できますか。

○小野二三男委員

ごめんなさい、いやにしつこく言って。

○若松議長

はい、泉課長補佐。

○泉市民課長補佐

はい。今回の保険給付費を2ページの表で上げておりまして、34億3,204万9,000円、保険給付費の内容でございますが、こちらのほうは基本的に療養給付費、通常で言うところの伊予市の国民健康保険被保険者が病院等にかかったときに被保険者が窓口で3割を基本的に払っていただきますが、残りの7割、これを保険者のほうで払います。その金額がこちらのほうの金額になります。そして、同じように高額医療費、一般の方が自己負担で払った分の限度額を超えた分を被保険者に対してお返しする額、それと療養費というのがございまして、療養費というのは、例えば治療用装具のコルセットとか、そういったものをつくった場合、これがその支払いの保険者分、7割分、ですから1万円の療養費を使ったら、被保険者は病院でとりあえず1万円支払って、申請していただいて、7割分をお返しするというような形になっておりますが、それらが保険給付費の主なものでございます。

また、あと出産育児一時金とか、葬祭費とかがこの保険給付費の中に含まれております。それが大体こちらの2の表では一般被保険者に係るその保険給付費が年間約34億3,200万円強というふうに29年度は推計しております。よろしいでしょうか。

○若松議長

小野委員、よろしいでしょうか。

はい、小野委員。

○小野委員

実質私が心配しとるのは、保険給付とひとつとるけど、誰がどういうレベルの人が、どれだけ病院に行ってその分を使っとるのかなというところが、その率が知りたいなというふうに思うんですけど。

例えば、高齢者、要は、失礼ですけど75歳以上がほとんどがそれを使っとるとかね。そこのところがちょっと知りたいなというふうに思うんですけど。実際にあと改善するのにどこにメスを入れていいかわかんないわけで、その本当の中身がわからないと。ちょっと単純な話かもしれないんですけど、実際にはそれをちょっと知りたいなというふうに思うんですけど、いろんな形でインターネットを見とつても、ほとんど国保のお金を使っとるというか、そういうのが非正規社員とか、そういう人が多いとかい

う話を言うてん。それと高齢者、いわば特に年齢が高い人、それらがほとんど費用負担が大きいと。その中身がどうなんかなと思って、実際にわかんないかなという、病院に行かないと。そこの辺がちょっと知りたいなというふうに思って、確認の意味で出したわけなんで。

○若松議長

暫時休憩いたします。

午後 2 時 35 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

○若松議長

再開いたします。

泉課長補佐。

○泉市民課長補佐

はい。基本的には伊予市の国民健康保険加入者に係る分でございますので……。

○小野委員

そうです、そうです。まさに。

○泉市民課長補佐

ゼロ歳から 74 歳の方で構成されておりますので、75 歳以上の方は必然的に後期高齢者医療の保険制度のほうに変わりますので、その方々に係る医療費に関してはこちらのほうには入ってございません。

○小野委員

ああ、入ってないね。

○泉市民課長補佐

はい。75 歳未満の伊予市にお住まいの国民健康保険被保険者のみの医療費の分でございます。

○小野委員

後期はこれには来てないということ、次の保険に入ってるから。そしたら……。

○泉市民課長補佐

後期に関しましては、保険者が別という形になりますので、ですからゼロ歳から 74 歳までの方でも会社の健康保険とか共済保険とかに入っとる方はそちらの保険者になりますので、こちらのほうも金額には入ってございません。

○若松議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○泉市民課長補佐

後ほど年齢的なものがもしわかりましたら、お答えしたいと思いますのでよろしく
お願いします。

○若松議長

国保でね。

○泉市民課長補佐

はい。国保内での年齢的な給付の負担割合とか、金額とかわかるようでしたら、そ
ちらのほうをお答えさせていただいたと思います。

○若松議長

質疑も終わったようでございますので、次に参ります。

議案第2号「平成29年度伊予市国民健康保険税（後期高齢者支援金分）の税率につ
いて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

渡辺課長。

○渡辺市民課長

はい。失礼いたします。

議案第2号の説明をさせていただきます。4ページをごらんください。

平成29年度伊予市国民健康保険税（後期高齢者支援金分）の税率について説明申し
上げます。

後期高齢者支援金分については、75歳以上の高齢者の方が必要とする医療給付費の
うち、自己負担を除いた額の5割を公費で、1割を後期高齢者医療保険制度の加入者
の方が負担し、残り4割を各医療保険者が被保険者数に応じて拠出するものでござい
ます。

提案の趣旨は、応能割、応益割とも平成28年度と同じ税率で据え置きたいというも
のでございます。

応能割の所得割につきましては2.7%、応益割の均等割については1人当たり6,550
円、平等割については1世帯当たり6,550円でございます。賦課限度額は19万円でご
ざいます。

5ページをごらんください。

歳出の主なものは、先ほど申し上げました後期高齢者に係る後期高齢者支援金分5
億1,432万8,000円です。

歳出総額から歳入総額を差し引いた1億9,104万7,000円について、医療分と同様
に徴収率を94%として2億324万1,000円が必要額となります。これを一般被保険者
と退職被保険者の人数で按分した額2億68万9,000円が一般被保険者の税の必要額
となります。

なお、保険税の計算におきまして、一般被保険者と退職被保険者の人数で按分するのは、退職被保険者の療養給付費等の歳出額から税収見込みを差し引いた額が療養給付費等交付金で交付されますことから、税の必要額の算定に当たりましては一般被保険者を対象に行うこととしております。

課税につきましては、税務課より説明いたします。

○若松議長

藤本課長。

○藤本税務課長

失礼します。それでは、6 ページをお開きください。

後期高齢者支援金分につきましても、先ほどの医療給付費分と同様な方法で試算しております。

右側「平成 29 年度分を現行税率で試算」の中ごろにあります 3 番、賦課総額 2 億 51 万 6,352 円は現行税率で試算した後期高齢者支援金分で、その下の 4 番、必要額 2 億 68 万 9,000 円は前のページ、5 ページの一番下の金額と同額で、医療費等の見込み額から試算した今年度必要な国保税額です。その下の過不足はこれらの差し引きで、ここでは 17 万 2,648 円不足するという結果になっております。この不足額につきましても医療給付費分の場合と同様に、本算定において吸収できる金額であると判断しております。

後期高齢者支援金分に係る国保税の説明は以上でございます。

○若松議長

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんの御意見をいただきたいと思います。

御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若松議長

意見もないようでございますので、次に移ります。

議案第 3 号「平成 29 年度伊予市国民健康保険税（介護納付金分）の税率について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

渡辺課長。

○渡辺市民課長

はい。失礼いたします。7 ページをごらんください。

議案第 3 号平成 29 年度伊予市国民健康保険税（介護納付金分）の税率について説明申し上げます。

介護納付金は先ほど説明いたしましたとおり、介護保険制度の費用の一部に充てるため、各保険者の40歳から64歳の2号被保険者が負担することとなっており、加入者の2号被保険者数に応じて、国において納付額が定められております。

提案の趣旨は、応能割、応益割とも平成28年度と同じ税率とし、据え置きたいというものでございます。

応能割の所得割については2.1%、応益割の平等割については1人当たり6,740円、平等割については1世帯当たり5,560円です。賦課限度額は16万円です。

8ページをごらんください。

歳出といたしまして、介護納付金2億374万8,000円です。

歳出総額から歳入総額を差し引いた6,537万6,000円に徴収率94%といたしまして、6,954万9,000円が必要額となります。これを一般被保険者と退職被保険者の人数で按分した額6,562万4,000円が介護一般の国保税の必要額となります。

課税につきましては、税務課より説明いたします。

○若松議長

藤本課長。

○藤本税務課長

はい、失礼します。それでは、9ページをお開きください。

介護納付金分につきましても、先ほどと同様な方法で試算しております。

右側「平成29年度分を現行税率で試算」の中ごろにあります3番、賦課総額6,536万3,289円は現行税率で試算した介護納付金分で、その下の必要額6,562万4,000円は前のページの一番下の金額と同額で、医療費等の見込み額から試算した今年度必要な国保税額です。その下の過不足はこれらの差し引きで、ここでは26万711円不足するという結果になっております。この不足額につきましても同様に本算定において吸収できる金額であると判断しております。

介護納付金分に係る国保税の説明は以上でございます。

○若松議長

以上、説明が終わりました。

これより審議に入ります。

御意見のある方は。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若松議長

格別御意見もないようでございますので、以上で審議を打ち切りたいと思います。打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○若松議長

御賛同いただきました。

以上で本日市長から諮問のありました議案についての審議を終了いたします。

ただいま審議されました議案第1号「平成29年度伊予市国民健康保険税（医療給付費分）の税率について」諮問どおり答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○若松議長

異議なしと認めます。

諮問どおり答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「平成29年度伊予市国民健康保険税（後期高齢者支援金分）の税率について」を諮問どおり答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○若松議長

異議もないようでございますので、諮問どおり答申することといたします。

最後に、議案第3号「平成29年度伊予市国民健康保険税（介護納付金分）の税率について」を諮問どおり答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○若松議長

異議もないようでございますので、諮問どおり答申することと決定いたしました。

以上をもちまして予定しておりました議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に移りますが、事務局から何かございますか。

泉課長補佐。

○泉市民課長補佐

はい。先ほど小野委員さんの御質問されていた部分で、ある程度の分がわかりましたので、ちょっと説明させていただいたと思います。

一般に係る医療給付費分です。議案第1号のところに出ておりました保険給付費の……。濟いませ、金額につきましては、これは29年度の保険給付費の推計額でございますので、計算を起こしたのは27年度の確定している額での分になります。その保険給付費に占める各年齢層の割合なんです、64歳までの方が占める給付費の割合は36.76%、1人当たりの金額に直しますと21万958円となっております。

65歳以上の方が占める割合というのが63.24%、65歳以上の方で1人当たり45万60円、年間で使う計算となっております。

そのうち、また65歳以上の方の中から70歳以上の方の内数となるんですが、割合的には全体の占める割合として36.8%、70歳以上の方はお1人当たり年間60万3,913

円医療費がかかっております。

以上のような状態で、全体としまして1人当たり31万7,703円、1人当たり年間医療費のほうを支払ってるような形となっております。以上でございます。

○若松議長

小野委員。

○小野委員

了解しました。

やはり高齢者の負担というのは、どうしても病気になりやすいという形で、医者に頼ってしまうというのが今現状ですね。これからますます高齢化社会になっていくということで、この辺に何かメスを入れないと、何らかの策を入れないかんといふので、私も今回委員公募の申請するときの作文にも書いたんですが、何か健康づくりの人がおるみたいな形で、健康づくりを優先的に進めて、医者にかからない程度で、生き生きとした高齢化社会、これを求めなかったらいかんのやないかなといふことで、私はこういうことを言いながら、ちょっと行わなかったかもしれないんですけど、今の高齢化社会の中において、そういう元気な人、ほとんどグラウンドゴルフだったり、ゴルフしたり、いろんなウォーキングをしたり、かなりのあれで動いとる人、そういう人を模範にして、伊予市民の高齢者の活性化した何かが欲しいなといふふうに思って、テレビか何かを見たときに一回そういうカードを、高齢者に持たせているカードをもって、その人にこんなして点数がつくと、こういうふうにやったら点数がつくとか、それを優秀な人に、よくできた人には表彰する、そんなところとか、いろんな形で策はたくさんあるなといふふうに私自身も思ってます。そこを何とかしてちょっとでも医者に行かない、そういうふうな形で医師も、私もいろんなことをやってますけど、マラソンはまだ現役選手ですけど、そういうとこで何か、わしゃこれをやるにはとか、そういう75歳以上とか70歳以上にレターを出すような形で、そういう模範となる人からレターを出して皆さんのところに投げかけると、そういうことによって、ああ、わしもこれだったらできるなとか、そういうことをやったらどうかなといふふうに思います。これは余談な話ですけど、先ほどのでよくわかりました。これも非常に自分の考えとつながっていくんで、自分としては是非しゃべりたいなといふふうに思っていました。どうも、お粗末でした。

○若松議長

事務局、今小野委員からいろいろと御質問ございましたけど、この点につきまして今後の取り組み、考え方がありましたら。

渡辺課長。

○渡辺市民課長

貴重な意見ありがとうございました。

小野委員さんがおっしゃるとおり、伊予市では健康寿命の延伸ということで、健康で病気にならない、幾らか寿命が延びても病気で寝たきりの状態のままで生き長らえるより少しでも健康で、病気にかからない健康寿命を延伸するというので、保健センターと国民健康保険との関係なんですけど、健康診査の受診率を上げるとか、がん検診を受診していただくとか、生活習慣病が悪化しない重症化予防をするとかということで取り組んでまいっております。

そして、今おっしゃられましたようなポイント制度につきましても昨年度から導入しておりますけれども、これもいろいろと課題等もございまして今検証をしておりますけれども、まずは病気にかからない、病気になる人を防ぐ元気な現役の方、介護予防も、長寿介護課の方が包括支援センターのほうが中心となりまして地域に出て介護予防等も重点的にやっております。そのような形が身を結んでいって、少しでも医療費がかからないように、みんなが元気で過ごしたらいいなと考えております。

これから、その他の事項にはなるんですけれども、保健センターのほうにおいて、そういうふうな取り組みについて説明をしていただくようになりますので、また今後の課題等も何か御意見をいただきたいと思います。本当に貴重な御意見ありがとうございました。行政といたしましても、国保の加入者はどんどん減ってはおりますけれども、非正規職員の方も国保に入っております。労働環境等が改善しないと十分にお医者にかかれないような不安といったものもありますけれども、そこら辺も含めまして、まずは病気予防のために健診を受けていただくために日曜健診とか、土曜日はないかな、そういう日を設けて健診を受けやすい日程を組んでおりますので、またそういう方がいらっしゃいましたらお声がけをしていただけたらと思います。

長々と済いません。

○若松議長

その他の件でほかに。

篠原課長補佐。

○篠原健康増進課長補佐

失礼します。健康増進課の篠原と申します。

特定健診、保健指導等の状況について御報告させていただきたいと思います。座って失礼いたします。

お手元にお配りしております特定健診・保健指導受診率・実施率一覧表の方をごらんください。

生活習慣病を予防し医療費の適正化を図るために、平成20年度より特定健診と特定保健指導を実施しております。第2期特定健診等実施計画では、達成目標を健診受診

率、保健指導実施率ともに 60%としております。

まず、特定健診の受診率について御説明させていただきます。

平成 27 年度の受診率についてなんですが、対象者 7,256 名に対しまして受診者のほうが 1,922 名、受診率が 26.5%でございました。これは過去最高の受診率ではありましたが、平成 28 年度の受診率につきましては、現時点での見込みではあるんですが、25.1%と昨年度より減少しており、目標としております受診率 60%にはほど遠い状況でございます。

未受診者対策といたしまして、保健師の電話や訪問での受診勧奨、また平成 27 年度からは国保保健指導事業を活用した受診勧奨など、さまざまな手法を取り入れて実施しておりますが、なかなか大きな受診率の向上にはつながっていない状況です。

次に、特定保健指導の実施率になりますが、平成 28 年度については、見込みではありますが、動機づけ支援については 57.4%、積極的支援については目標の 60%を達成しております。対象となった方に訪問し、結果説明を行ったり、対象者の都合に合わせて保健指導を行うなど小まめに調整を図っている結果ではないかと思われま

す。しかし、健診の受診率を上げなければ、より多くの保健指導の対象者の方を見つけてことができず、医療費の適正化につなげるためには、何よりも受診率を上げることが最重要課題であると認識しております。

また、第 2 期特定保健指導等実施計画ですが、今年度が終了の年となります。今年度、健康づくり計画とあわせて見直しを行い、第 3 期特定健康診査等実施計画を策定する予定でございます。また、素案ができましたら協議会委員の皆様にお目通しいただきたいと考えております。

続きまして、平成 29 年度の健康診査のご案内の方の、こちらの青いチラシのほうをごらんください。

今年度につきましても本庁地区 25 回、中山地域 6 回、双海地域 6 回の計 37 回の健診を予定しております。今年度新規のところについてのみ説明させていただきます。

おもてのところのお知らせという欄があるんですが、ここの NEW というところをごらんください。下段の中ほどにあります。

「30 歳代の乳がん検診が始まります！」についてですが、これは若い世代からの乳がんの発症者も増えてきており、また市民からの問い合わせもあったことより、今年度より 30 代の方を対象に乳がんの超音波検査を導入することといたしました。年 5 回、1 回当たり定員 15 人の予定でございます。

続きまして、その下の「歯科健診が 74 歳までになりました！」についてですけれども、昨年度より伊予市保健センターの健診にあわせ、集団歯科健診を開始いたしました。年 6 回実施し、53 名の受診者がございました。今年度からは対象者を 70 歳から

74 歳に拡大し、実施する予定でございます。歯周疾患が全身の疾患に関連すると言われておりますので、特定健診とあわせ、年 1 回の歯科健診も定着できるよう啓発してまいりたいと考えております。

保健センターからの報告は以上でございます。

○若松議長

その他について今御説明がございました。良い機会でございますので、何か御意見ございますか。

○若松議長

はい、小野委員どうぞ。

○小野委員

御質問したいんですが、受診率が 28 年度見込みでも 25.1%、こんな受診率というのはすごく低いなというふうに思うんですけど、これに関して何か策は考えてます。これ。是非言ってもらいたいなという感じで思ってるんです。何か策を考えないと。

○若松議長

暫時休憩します。

午後 3 時 2 分 休憩

午後 3 時 2 分 再開

○若松議長

再開します。

篠原課長補佐。

○篠原健康増進課長補佐

失礼します。

こちらの受診率については、11 市の中でも下から数えたほうが早くて、確かに受診率が低いというのは以前から課題となっておりますが、これについては、近隣市町村とか県下の市町村など未受診者対策をどういうことをしているかというのをいろいろ教えていただいて、うちにも取り入れてできることについてはあの手この手と実施してきてはいるんですけども、昨年度は先ほど言いました国保保健指導事業のほうの補助事業になるんですけども、それで新たに今まで勧奨していたはがきとはちょっと趣を変えて、健診の効果とか、そういうのも受けていただく方にわかるような目新しいようなはがきを発送したり、また電話勧奨につきましてもうちの職員だけではなくなかなか拾えないところもあるので、そういった電話勧奨につきましても委託して、あわせて実施していただいたりとか、なるべく住民さんがおられる時間帯にかけていただいたりとか、そういうように工夫したりもしておるんですけども、それでもなかなか伸び悩んで、一旦 27 年度には少しその影響か上がったんですけども、28 年

度は2年目になって、一回ぼっきりで終わった方もいらっしゃるので、今後は今まで受けられてたのに受けられない方、そういう方について、対象者を絞り込んで受診者の勧奨を行っていったらなと思っているところです。

○若松議長

小野委員。

○小野委員

はい。非常に大事かなというふうに、いろんな策があると思うんですね。確かに策はあると思います。いろんなのがあると思います。地域にもっと持っていくかで、いわば区長とか、その辺に下げて、婦人部とかいろんなおる人いるでしょ。そういう人まで下げて市民に、より年配者とかそういう人に働きかけるほうがよりいいんじゃないかなという感じで、これは何日前とか、大体日にちがわからんのやね。こんなんもらっても1日家でどっかへやってしまっって、何日あるんだろうかという、そういうのがある。友達がいいと友達だったらそれが紹介してくれる、今回が健診があるからそれは行かないかんとか、そんなことを言ってくれると思うんですよ。友達関係そうやけど。ただやっぱり地域にある程度下げて、地域のほうに働きかけてもっと受診率を上げるほうが一番ベターかなというふうにも思います。

○若松議長

何かありますか。

篠原課長補佐。

○篠原健康増進課長補佐

貴重な御意見ありがとうございました。

地区組織活動として伊予市のほうにも健康づくり会議というのがございまして、伊予市が3支部、双海、中山に1支部ずつありまして、住民の方が健康づくりを進める会というのがあるんですが、その方々は住民さん組織ではあるんですけども、そういった方にも近所の方とか周りの方に健診のほうのお勧め、あるいは健康教室とか健康セミナーとかうちで実施しているような保健事業のほうを周知していただけるように協力をしていただいていることもございます。

○小野委員

わかりました。

○若松議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若松議長

それでは、意見も終わったようでございますので、以上をもちまして本日の会議を

閉じたいと思います。

委員の皆様におかれましては、慎重なる御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。大変お疲れでございました。この会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 3 時 7 分 閉会